

# 自由貿易体制の展開と限界

連 宜萍<sup>1</sup>

## 概要

WTO ドーハ・ラウンドの交渉停滞や二国間 FTA が非効率であるため、地域間の自由貿易協定や経済連携協定の交渉は活発化している。しかし、長年にわたって交渉が続いても合意に至らないことや主要参加国の離脱等といった問題が多発している。本稿はこれまでの地域経済協定の展開を考察し、以下の問題点を明らかにした。まず、東アジア、北米、オセアニアの三大地域に跨がる TPP は、2010 年に米国の参加により交渉が拡大し、2016 年にニュージーランドで交渉参加の 12 ヶ国が調印したが、2017 年に米国の離脱により、世界経済の秩序がシャッフルされた。一方、EU と米国と二大地域によって構成された TTIP も米・欧間の対立や EU 域内の意見不一致により、交渉が停滞し、合意に至る見込みはない。加えて、ASEAN を含め 16 ヶ国によって構成する RCEP は、日中の主導権争い問題やインドが関税削減に応じない問題だけにとどまらず、ASEAN と中国をめぐる政治的紛争が多発し、関税率等の交渉が進まない。さらに、中国から欧州につながる「一带一路」構想は、中国が主導し、交渉停滞の問題はないものの、この構想の建設資金を提供している AIIB には既に 84 ヶ国が参加し、融資業務を開始したにもかかわらず、常設の理事会が設けられていないという問題がある。

## 1. はじめに

2017 年に入ってから、多国間の自由貿易協定の展開は大きな風が吹いた。まず、2015 年に長らく交渉が続いてきた環太平洋経済連携協定 (TPP) はようやく妥結し、日本では 2016 年 12 月に参議院審議を経て国会で批准されたにもかかわらず、米政権交代後の 2017 年に、トランプ新政権は TPP 離脱を宣言し、世界経済の秩序がシャッフルされた。

それどころか、英国国内では、2016 年 6 月に欧州連合 (EU) の離脱条件をめぐる合意に至り、2019 年 3 月の EU 離脱に向けて、今年の 10 月に英議会で合意内容の採決承認の会議が開催される予定である。英国の EU 離脱により、EU を中心とする自由貿易協定の展開は変化が起きるだろう。

アジアにおける国々は二国間の自由貿易協定 (FTA) を積極的に締結し、多国間の地域経済連携協定の構築を推進している。それに対して、英米両国は保護貿易主義へと逆

---

<sup>1</sup> 公立鳥取環境大学経営学部講師、〒689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北 1-1-1 / Tel&Fax 0857-38-6508 / E-mail: ylien17@kankyo-u.ac.jp、麗澤大学経済社会総合研究センター客員研究員。

戻りする傾向を見せ、米企業やドイツ企業の自国回帰は続いている<sup>2</sup>。

本稿は、これまでの自由貿易体制がどのように展開するか、その進捗と問題を考察し、自由貿易体制の限界を指摘し、今後の課題を提起する。

## 2. 自由貿易体制の展開

### 2.1 WTO の停滞と二国間の FTA 交渉拡大

世界貿易機関 (WTO) は 1995 年にその前身である「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT) を内包し、引き継ぐ形として発足した。2001 年 11 月に始まった WTO ドーハ・ラウンドは農業、鉱工業、サービス、貿易円滑化、ルール、知的財産権、開発、環境の 8 分野をめぐる交渉が続いてきた。WTO の意思決定は全会一致が基本であるため、ドーハ・ラウンドの交渉について、WTO 加盟の先進国と発展途上国の意見が分岐し、決裂と交渉再開を繰り返し、未だに合意に至っていない。

WTO の交渉が停滞しているなか、二国間の FTA 交渉が活発化している。自由貿易協定 (FTA) とは、特定の国や地域の間で、物品貿易の関税やサービス貿易の障壁等を削除・撤廃する協定のことを指す。一方、FTA としばしば混在して使用される用語は経済連携協定 (EPA) がある。EPA は物品貿易やサービス貿易の関税削減・撤廃を含め、ヒト、モノ、カネの移動の自由化・円滑化を図り、幅広い経済関係の強化を図る協定である<sup>3</sup>。本稿は便宜上 FTA に統一して使用する。

日本は外国との FTA 交渉に慎重な態度を取り、最初に FTA を締結した国はシンガポールであり、日・シンガポール FTA は 2002 年に発効した。ASEAN 諸国や中国に比べ、日本の FTA 交渉開始はかなり遅れているが、最初の締結相手にシンガポールを選んだ理由として、シンガポールは農業部門を持たないため、日本の農産品と競合が生じないからである。ここ数年、日本は積極的に外国と FTA を交渉し、現在メキシコ、チリ、スイス、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴルとの FTA が発効し、2008 年に日本・ASEAN 間の包括的経済連携協定も発効した。

二国間の FTA 交渉について、意見の分岐によって合意に至らない問題はほとんどないものの、各々の国が設定する通商ルール、通関手続き等が異なる問題がある。とりわけ、複雑な原産地規則が FTA ごとに違っていると、通商時の行政手続きが煩雑であるため、関税率の低下と通商手続きに費やした費用を相殺するか、もしくはコストが高くなる場合がある。

現在、多くの二国間 FTA が締結され、異なる国にさまざまな商品を輸出する際に適応する貿易ルールや通商手続きが異なり、このような錯綜した取引関係は「スパゲティ・ボウル現象<sup>4</sup>」と呼ばれている。こうした現象はビジネスを阻害する要因となり、

<sup>2</sup> ジリアン・テット (2017) 「米企業の自国回帰は続く」、『日本経済新聞』、2017 年 6 月 5 日。

<sup>3</sup> ジェトロ ([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/asean/ajcep/pdf/ajcep-201804.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ajcep/pdf/ajcep-201804.pdf)、2018 年 9 月 12 日アクセス)。

<sup>4</sup> スパゲティ・ボウル現象 (spaghetti bowl Phenomenon) とは、自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定

表 1 TPP12ヶ国の関税撤廃率

	工業製品の関税撤廃率			農産品の関税撤廃率		
	MFN	即時撤廃	最終撤廃	MFN	即時撤廃	最終撤廃
米国	48.5	90.9	100	30.8	55.5	98.8
カナダ	75.9	96.9	100	59.3	86.2	94.1
豪州	45.9	91.8	99.8	77.0	99.5	100
NZ	62.5	93.9	100	18.4	74.1	96.4
シンガポール	100	100	100	75.0	96.7	99.6
メキシコ	55.2	77.0	99.6	99.8	100	100
チリ	0.3	94.7	100	0	96.3	99.5
ペルー	56.8	80.2	100	34.7	82.1	96.0
マレーシア	64.1	78.8	100	72.4	97.7	100
ベトナム	38.4	70.2	100	15.5	42.6	99.4
ブルネイ	79.6	90.6	100	98.5	98.6	100
日本	55.7	95.3	100	36.6	51.3	81.0

出所：石川（2016）p.27。

注：MFNはWTO加盟国に適用される最恵国待遇税率を指す。

二国間のFTA交渉は非効率であるため、環太平洋経済連携協定（TPP）、環大西洋貿易投資連携協定（TTIP）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）といった地域ごとの自由貿易協定や経済連携協定の交渉が始まった。

## 2.2 TPPの妥結と米国離脱後

「環太平洋経済連携協定」（TPP）の原協定はシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4ヶ国が2005年に署名し、2006年に交渉を開始した。2010年に原加盟国にアメリカ、オーストラリア、ベトナム、ペルーを加え、交渉を拡大したのち、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本が続々と参加し、計12ヶ国、東アジア、北米、オセアニアに跨がる巨大な地域経済連携協定になった。TPP参加の12ヶ国の総人口は世界人口の11.4%（約8億人）を占め、経済構成比は約38.4%、域内貿易比率は約42%である<sup>5</sup>。環太平洋地域において最大の地域経済体であった。

TPPは長年にわたって交渉が続いてきたが、ようやく2015年にアトランタでの交渉が大筋合意に達し、2016年2月にニュージーランドで交渉参加の12ヶ国が署名した。TPPの関税撤廃率は表1に示すとおり、工業製品の即時撤廃は70%～90%程度高く、最終的に12ヶ国間でほぼ完全撤廃することを約束している。一方、農産品の開放率について、日本を除く11ヶ国は最終関税撤廃率で90%以上もしくは100%の市場開放を約束しているが、日本だけは農産品の開放率が81%にとどまっている。

日本では2016年12月に参議院の審議を経て、国会でTPP発効を批准したが、事実

（EPA）といった二国間の協定が増え、様々な貿易ルールが乱立し、通常とは異なる錯綜した形で交易が行われるようになる事態を指している。こうした錯綜した交易ルールや現象をスバゲティが入ったボウルに喩えたものである。

<sup>5</sup> 馬田（2016）、p.6。

は日本の国会で TPP を発効させるべきか否かを議論する以前に、12ヶ国間での交渉では既に意見が分岐し、とりわけ米国と他の 11ヶ国との間での対立が多かった。米国は他の TPP 加盟国とどのような点<sup>6</sup>で対立し、その後どのようにして合意に至ったか。

まず、知的財産権について、新興諸国は医薬品等の特許保護期間の短縮を要求し続けてきた。しかし、米国は映画の特許期間が 70 年間、医薬品のそれが 12 年間であることを維持していた。結局、医薬品の特許期間は、日本は間を取って 8 年を主張し、そこに各国が歩み寄るように誘導した（首藤 2017、p.42）。

また、競争政策について、米国は国有企業と民間企業の対等な競争条件の確立を要求し続けた。しかし、ベトナムでは国有企業の存在が大きいのと、マレーシアではブミプトラ政策（先住民優先政策）を長年採用してきたため、両国とも米国提案の競争政策に反対した。結果的に、2015 年 10 月に大筋合意の TPP 全文に「ブミプトラ優遇政策」が明記されたうえで、マレーシアに様々な分野で例外扱いとされた（熊谷 2016、p.2）。

一方、投資について、米国は投資者保護という立場から「投資家と国家間の紛争処理」（ISDS）の導入を主張し、ISDS の下では投資先の国家政策の変更によって企業が予想した利益が損なわれた場合、投資家は国際仲裁機関に提訴することができ、勝訴すれば投資先の政府から賠償金が得られる。しかし、新興国だけでなく、オーストラリアも米国が主張する ISDS に強く反対した。なぜなら、1980 年代以降、アジア各国が ISDS によって提訴されたケースが多く、うち最も多く訴えられた国はインドの 20 件、次にパキスタンの 9 件である。ところが、米企業による提訴がほとんどであり、米企業が他国政府を提訴したケースが 145 件にも達している（内田 2017、p.97）。

ほかに、環境保護について、先進国が環境基準遵守を求める一方、発展途上国は最大限の貿易と投資を促進するために、環境基準を緩和することを要求しつづけてきた。

さらに、原産地規則について、米国は TPP 締約 12ヶ国の原糸使用の「原産地証明」（yarn forward）の採用を主張していた。例えば、ベトナムがマレーシアから衣類製品の生地を輸入し、ベトナム国内で縫製し、完成品を米国に輸出する場合に、三ヶ国はともに TPP 加盟国であるために、TPP 条約の低関税を享受することができる。しかし、ベトナムは自国の縫製産業が使用する原糸のほとんどを TPP に参加していない中国から輸入しているため、米国が主張する原産地規則に反対した。

上述のように、TPP の交渉期間中に、米国は他の 11ヶ国の間と多くの点で意見が不一致であったにもかかわらず、オバマ元大統領は一部譲歩し、TPP を妥結させた。オバマ元大統領にとって、アトランタでの TPP 交渉は任期内でレガシー（政治的業績）を作る最後のチャンスであった。それに加えて、TPP を合意させなければ、中国主導の「RCEP」や「一帯一路」が最大の地域経済連携協定になる危機感を持ち、オバマ政権時に TPP のハードルの高さを下げ、TPP を妥結させた。

しかし、2016 年の米大統領選挙期間に、米国国内で TPP 発効をめぐる議論が激しく、

---

<sup>6</sup> 馬田（2016）、pp.7-9。

有力候補者であったトランプ氏とヒラリー氏が揃って TPP に反対した。その結果、2016 年に米大統領に当選したトランプ氏が就任直後に TPP 離脱を表明した。

TPP の 11 ヶ国のほとんどにとって、米国が最大の輸出先であり、TPP 発効後の米国への輸出拡大を期待していた。では、米国が TPP を離脱した後、11 ヶ国による構成の TPP は依然として意義のある協定だろうか。マレーシアの国際貿易産業省 (MITI) は、カナダ、ペルー、メキシコへの市場アクセスや貿易・投資関係の強化ができることから、今後も積極的に関わっていくことを発表した<sup>7</sup>。一方、チリのバチェレ大統領は、オープンな市場、経済統合、国際協力が経済的なチャンスや繁栄を生み出す最高の手段であるという力強いメッセージを国際社会に送った<sup>8</sup>。

TPP は交渉の段階から、米国がほかの 11 ヶ国と意見が対立していたが、現在米国を除く TPP11 ヶ国による「包括的及び先進的な環太平洋経済連携協定」(CPTPP) へと名称変更し、2018 年 3 月 8 日にチリのサンティアゴで会合が開かれ、11 ヶ国は CPTPP に署名した。米国を除いた TPP11 (CPTPP) は依然として「生きた自由貿易協定」である。

### 2.3 TTIP の交渉問題

アジア太平洋地域で TPP のような巨大な地域経済協定が形成された場合に、EU もこの潮流から取り残されないように、「環大西洋貿易投資連携協定」(TTIP) を米国に提案し、2013 年 7 月に交渉を開始した。しかし、TTIP 交渉のスピードは上がらず、未だに合意に至っていない。

TTIP 交渉が進まない原因は、関税率の引き下げの問題ではなく、非関税障壁の緩和問題にあり、とりわけ食安全と文化保護等をめぐり、米・欧の意見が対立し、交渉は難航している。例えば、フランスは米国のハリウッド映画等の流入を恐れ、映像や音楽分野の交渉を外すことを要請したが、米国はこの要請に強く反対した。一方、EU は米国からの新規の遺伝子組み換え作物やホルモン剤使用の食肉に対して輸入規制を設けているが、米国はこの輸入規制の緩和を要求した (田中 2016、p.60)。

米・欧の対立だけでなく、EU 域内でもイタリア、スペイン等の国は TTIP に賛成しているが、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ等の国はそれに反対している。そもそも EU 加盟国の中で、ドイツのような工業大国もあれば、ギリシャのような財政破綻の国もあり、域内の経済格差が大きい。地域共同体として地域経済連携協定を交渉する場合は、どうしても対等的な関係、ほぼ一致した経済的利益を追求することが難しいので、交渉が進まない原因になると考えられる。加えて、英国では 2019 年の EU 離脱に向けた国内の承認会議が開かれるため、TTIP の交渉が合意に至る見込みはないだろ

<sup>7</sup> ジェトロ (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/11/fdede447a3bf5c53.html>、2018 年 7 月 26 日アクセス)。

<sup>8</sup> 東洋経済 ONLINE、(<https://toyokeizai.net/articles/-/211866>、2018 年 3 月 9 日公開、2018 年 9 月 12 日アクセス)。

う。

## 2.4 RCEP の主導権争い

前述した TPP と TTIP から排除され、国際生産ネットワークが ASEAN 地域へと移転される危機感を持つ中国は、2005 年 4 月に ASEAN10 ヶ国と日本、中国、韓国 (ASEAN+3) による構成の「東アジア自由貿易圏」(EAFTA) 構想を提案した。これが「東アジア地域包括的経済連携」(RCEP) の原点であると言われることが多い。一方、1998 年 12 月に韓国の金大中大統領が提唱した「東アジアビジョングループ」(EAVG) が RCEP の原点であると述べた人もいる (助川 2016、p.64)。

いずれにして、ASEAN+3 が形成された後の 2007 年 6 月に、日本はさらに新興国のインドとオセアニア地域のオーストラリア、ニュージーランドを加え、「東アジア包括的経済連携」(CEPEA) 構想を提案し、ASEAN+6 まで交渉を拡大した。2011 年に、ASEAN はこれまで多くの提案を RCEP に収斂させ、2012 年に RCEP 交渉開始の合意に至り、2013 年 5 月から 16 ヶ国間による正式交渉を開始した。

RCEP 参加の 16 ヶ国の経済は世界経済の 29.5% を占め、TPP12 と TTIP に比べて規模はやや小さいが、域内の人口数は世界人口の 49% を占め、域内貿易比率は 43.2% を占めるほど高い<sup>9</sup>ことから、域内の関税撤廃や関税削減が達成すれば、多大な貿易創造効果<sup>10</sup>が得られることが期待されている。しかし、16 ヶ国構成の RCEP の交渉は関税撤廃や自由化率の目標設定等が合意に至らず、交渉過程は必ずしも順調ではない。

RCEP の交渉が前進しない理由として 2 点を挙げるができる。第 1 に、日中の主導権争いが繰り返されることである。RCEP は ASEAN を中心とする経済連携協定であるが、米国が参加していないため、実の主導権は中国が握っていた。ところが、日本は中国主導の経済圏づくりに危機感を抱き、2007 年にインド、オーストラリアとニュージーランドを巻き込んで、巨大なアジア太平洋の地域経済圏の構築を狙っていた (助川 2016、p.65)。しかし、3 ヶ国の追加的参加により、RCEP の交渉は加速しないだけでなく、日中両国の主導権争いの現状も変わりはない。

第 2 に、日本は RCEP の主導権を中国に奪われないように、インドに

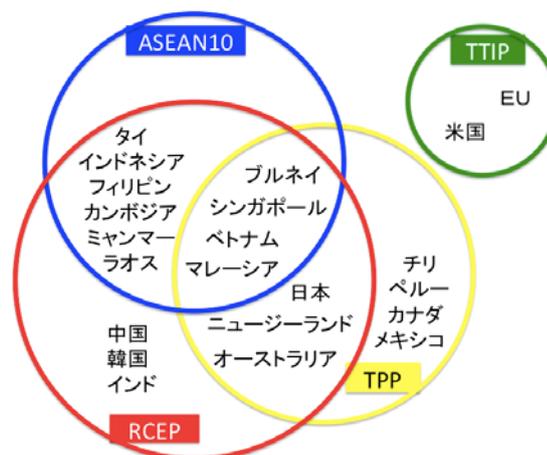


図 1 地域間の経済連携協定

出所：各種情報より筆者作成。

<sup>9</sup> 馬田 (2016)、p.6。

<sup>10</sup> 「貿易創造効果」とは関税撤廃や関税の引き下げによる経済的利益のことを指す一方、その反対語の「貿易転換効果」とは関税撤廃や関税の引き下げによる経済的不利益のことである。

RCEP への参加を働きかけたが、このことは RCEP の交渉の加速要因にならず、かえって阻害要因になった。なぜなら、インドにとって RCEP 地域が主要な輸出先ではなく、RCEP 地域への輸出は総輸出の 2 割弱<sup>11</sup>しか占めていないため、RCEP 合意後の輸出拡大が期待されない。それどころか、インドは関税譲歩後、中国からの輸入急増を警戒し、貿易自由化交渉に応じないと表明した（助川 2016、p.83）。

RCEP の交渉がこのまま停滞すれば、どの国に影響を及ぼすだろうか。ASEAN は日本、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド各国との 5 つの ASEAN+1 FTA<sup>12</sup>が既に発効し、インドを除く 5 ヶ国との関税率が 9 割程度もしくは完全撤廃された。こうした現状から、RCEP が合意に至るか否かは、ASEAN10 ヶ国にとって、その重要性は高くないだろうと考えられる。

一方、海外に事業を展開する日系企業の多くは中国と ASEAN10 ヶ国に集中し、RCEP 地域が日系企業の主要進出先であり、日本の海外進出の 7 割強を占めている（助川 2016、p.77）。それどころか、RCEP の域内貿易比率が高いため、RCEP 地域の関税撤廃や関税引き下げが達成すれば、RCEP 地域に生産拠点を移転させた日系企業にとって、日本と RCEP 諸国との国際分業がより一層促進され、大きな経済的利益をもたらすことができるだろう。このことから、RCEP の交渉停滞は日系企業に与える影響が大きいと言えよう。

しかし、今後、日中の主導権争いやインドが関税交渉に応じない問題にとどまらず、ASEAN と中国をめぐる政治的問題が次から次へと発生しているため、RCEP の交渉進展において、経済的な利益よりも政治的な問題が大きい。

例えば、南シナ海のベトナム海域に違法設置した中国企業の石油掘削問題をめぐり、ベトナムと中国の艦船の衝突が相次ぎ、2014 年 5 月 13 日にベトナムで「反中デモ」が発生した。この「反中デモ」で被害を受けたのは中国企業に限らず、ベトナム人暴徒にとって漢字を使う企業が中国企業であることから、ベトナムで事業拠点を設置した日本企業、台湾企業、香港企業、シンガポール企業、マレーシア企業等が被害を受け、工場を全焼した企業もある<sup>13</sup>。

もう 1 つの例を挙げると、マレーシアでは今年の 5 月に 4 代目の首相であったマハティール氏が再び首相に就任し、前政権が進めていた高速鉄道プロジェクトのクアラルンプールとシンガポール間の建設を中止させた。中国の昆明からベトナムやタイ等の国を経由し、最終的にマレーシアとシンガポールに向かう「泛亜鉄道<sup>14</sup>」は中国がとりわ

---

<sup>11</sup> 助川（2016）、p.78。

<sup>12</sup> ASEAN は韓国との AKFTA が 2007 年に、日本との AJCEP が 2008 年に、中国との ACFTA が 2010 年に、インドとの AIFTA が 2010 年に、オーストラリア・ニュージーランドとの AANZFTA が 2010 年に、それぞれ発効した。

<sup>13</sup> 三立新聞台（2017）、「消失的國界—新南向崛起 PART1」、

（<https://www.youtube.com/watch?v=8OwOJov4Aq4&t=719s>、2017 年 7 月 13 日に公開、2018 年 6 月 13 日に閲覧）。

<sup>14</sup> 「泛亜鉄道」は中国の雲南昆明からマレーシアのクアラルンプールとシンガポールに向かう高速鉄道プ

け重視している。マレーシアの新政権がその一部の建設中止を決定したことは、疑いなく中国に大きな衝撃を与えた（ラウ 2018、p.31）。

## 2.5 中国発の広域経済圏構想:「一带一路」

RCEP の交渉が停滞しているなかで、中国は「一带一路」構想を提起した。それは中国から中央アジアや南アジアを經由し、欧州等につながり、インフラストラクチャーの整備や貿易、資金の往来を促進する構想である。

「一带一路」構想の原点は、2012 年 11 月に当時の習近平総書記が「中国の夢」を掲げた時からである。習は国家主席に就任後の 2013 年 9 月と 10 月、外遊先のカザフスタンとインドネシアにおいて「シルクロード経済ベルト」と「21 世紀海上シルクロード」の 2 構想を提起し、のちに併せて「一带一路」と呼ぶようになった。

「一带一路」のインフラ投資の方向は 5 つのルートからなる。①中国から中央アジア、ロシアを経て、欧州に至るルート、②中国から中央アジア、西アジアを経て、地中海に至るルート、③中国から東南アジア、南アジアを經由し、インド洋を抜けるルートの 3 つは「一帯」と呼ぶシルクロード経済ベルトである。一方、①中国の沿岸部を出発し、南シナ海、インド洋を経て、欧州に向かうルート、②中国の沿岸部から南シナ海を経て、南太平洋に至るルートの 2 つは「一路」と呼ぶ 21 世紀海上シルクロードである。

習近平が国家主席に就任して間もなく「一带一路」構想を提起した背景について、さまざまな見方がある。1 つ目は、中国は米国による世界経済の一極支配を弱め、小国や発展途上国に対する経済支援を通して中国の勢力を拡大することを狙ったというものである。2 つ目は、中国では、賃金の上昇や「五險一金<sup>15</sup>」という社会福祉制度の導入により、国内の製造コストが急上昇しており、今後、中国発多国籍企業の海外進出のインフラ整備のために「一带一路」が提起されたというものである。

「一带一路」構想において建設資金を提供する「アジアインフラ投資銀行」<sup>16</sup> (AIIB) は、2014 年 10 月に中国のほかに、インド、モンゴル等の主要国の代表者が集まり、設立に関する覚書に調印した。創設メンバーになる期限の 2015 年 3 月までに 57 ヶ国が参加し、AIIB の創設メンバーになった。2018 年 5 月現在、参加国は 84 ヶ国までになった。

EU 諸国の中で、英国は先陣を切って AIIB への参加意思を表明したが、フランス、

---

プロジェクトであり、3 つのルートからなる。第 1 ルートは雲南昆明からベトナムのハノイ、ホーチミン、カンボジアを經由し、クアラルンプールとシンガポールに至るのは「東線」である。第 2 ルートは雲南昆明からラオス、タイ、カンボジアを經由し、クアラルンプールとシンガポールに至るのは「中線」である。第 3 ルートは雲南昆明からミャンマー、タイ、カンボジアを經由し、クアラルンプールとシンガポールに至るのは「西線」である。

<sup>15</sup> 「五險一金」とは中国で実施している養老保険、医療保険、労災保険、失業保険、生育保険、住宅基金のことを指し、失業保険について地方によって企業と個人の負担額は異なるが、養老、医療、労災、生育保険については企業は全額負担または個人より高く負担する。

<sup>16</sup> 「アジアインフラ投資銀行」(AIIB) は、2014 年 10 月に主要国が設立覚書に調印し、2015 年 3 月を創設メンバーになる参加期限と定められ、期限まで計 57 ヶ国が参加し、2016 年から融資業務を開始した。

ドイツ等は英国に続いて参加した。多くの EU 加盟国が AIIB に参加しているが、米国や日本は参加していない。もともと、通商ルールや投資政策、知的財産権等で、中国は問題が多く、GATT 加盟を申請した当時から加盟が難航しており、現在においても TPP から排除されている。そのために、中国は「一带一路」を構想したとき、多くの発展途上国を引き寄せるために、また自国の水準への適応を可能にするために、緩やかな通商ルールを定めた。

AIIB のみならず、「一带一路」構想に潤沢な資金を提供しているのは、「シルクロード資金」<sup>17</sup>や「中国ユーラシア経済協力資金」<sup>18</sup>等がある。しかし、既に 84 ヶ国が参加している AIIB には常設の理事会を設けていない<sup>19</sup>ことは大きな問題である。

### 3. 自由貿易体制の限界と課題

自由貿易体制が網の目のように世界で張り巡らされ、図 1 に示すように、複数の地域経済連携協定に参加している国は多いものの、いずれからも参加を拒否され、孤立する国も少なくない。例えば、台湾は世界経済において第 22 位、アジア経済において第 6 位の経済実力を有するが、すべての地域経済枠組から排除され、主要貿易相手国との FTA を交渉することもできない<sup>20</sup>。

また、自由貿易協定や経済連携協定は国同士（もしくは関税独立地域同士）が締結するものであり、締結国間で輸出の拡大、労働や資金の往来を促進することが本来の目的である。しかしながら、たとえ自由貿易協定等の妥結が一国経済の成長をもたらすとしても、国内すべての産業や企業にほぼ平等な利益をもたらすとは限らず、自由貿易協定に恵まれる産業（企業）とそうではない産業（企業）がある。たとえば、自国が外国に対して何らかの分野の関税を引き下げれば、自国国内のその部門の生産や輸出が必ず衝撃を受ける。

それどころか、国同士が自由貿易協定を交渉する際に、企業は少なからず政府に圧力を加える可能性がある。このような状況になれば、中小企業は政府の意思決定に影響力を与える能力が弱く、自由貿易協定による利益を得る可能性は極めて低いと考えられる。一方、グローバル的な大企業であれば、政府の意思決定を左右する能力は十分ある。政府が国内の大企業の利益を考慮に入れて自由貿易協定を交渉することは、極めて危険なことである。なぜなら、多くの大企業は製造拠点を海外に移転しており、大企業を優先とする自由貿易協定が国内の輸出や雇用の拡大に繋がることないと考えられるからである。

さらに、自由貿易協定の進展は、多国籍企業は輸出に有利な国（低関税やゼロ関税を享受できる国）へと生産拠点を移転させるため、製造サプライチェーンの構築の効率化

<sup>17</sup> 「シルクロード基金」は、2014 年 11 月に習近平氏が APEC で設立し、中国が 400 億ドルを出資した。

<sup>18</sup> 「中国ユーラシア経済協力基金」は、2013 年 9 月に設立され、2014 年 9 月から融資業務を開始した。

<sup>19</sup> 遊川（2016）、p.145。

<sup>20</sup> 連（2018）、pp.38-41。

を促すには有効かもしれない。しかし、既述のように、自由貿易協定の交渉停滞や参加国の離脱によって国際的ルールがバラバラになり、企業にとって既に構築した国際生産ネットワークを容易に変更することができないため、本来得られる利益が得られない場合がある。

「自由貿易」は「正義」を欠しているとしばしば指摘される<sup>21</sup>。加えて、米スリーエム社（3M）CEOのインゲ・チューリン氏は最近グローバル化にほとんど言及せず、自国回帰のローカル化戦略を模索することを語った<sup>22</sup>。米トランプ大統領の勝利や英国におけるEU離脱の国民投票の結果は、まさに英米の国民が今までの自由貿易に不満を突き付けた結果であると言えよう。これらの現状から、現在推進されている自由貿易体制には欠陥があると言わざるを得ない。

WTOの基本原則である「自由」、「無差別」、「多角的通商体制」の3点から考え直せば、現在交渉が進められている二国間のFTAであろうが、多国間の地域経済枠組であろうが、決して無差別な協定ではない。既述のとおり、地球単位で考えれば、複数の地域経済連携協定に参加している国もあれば、いずれにも参加できず孤立する国も多くある。また、自由貿易協定に参加している国の視点から考えれば、関税低減を享受できる産業（企業）とそうでない産業（企業）が存在し、とりわけ中小企業は交渉能力が低く、自由貿易協定から得られる利益はほとんどない。さらに、企業の視点から考えれば、低関税やゼロ関税を狙って海外に進出し、生産拠点を設置した企業にとって、米国のTPP離脱やRCEPの交渉停滞によってもたらされた負の影響は全くないとは言えない。

そこで、TPPやRCEPの交渉開始の時から、多国籍企業はどのようにして海外で生産ネットワークを構築してきているか。また、米国のTPP離脱やRCEPの交渉停滞、ベトナムの反中デモの発生等が企業の海外進出行動にどのような影響を与えているか。これらの疑問点を今後の課題として残したい。

## 謝辞

本研究は麗澤大学経済社会総合研究センターにおけるプロジェクト「持続可能性に係る政策システムの研究」（研究代表者小野宏哉）において発表の機会を得て、多くのご示唆を頂いた。記して感謝の意を表したい。

## 参考文献

- 石川幸一（2016）「TPPの概要と評価」、『メガFTAと世界経済秩序—ポストTPPの課題—』、勁草書房、pp.19-32。
- 内田聖子（2017）「途上国にとってのメガ経済連携協定」、『自由貿易は私たちを幸せにするのか？』、コモンズ、pp.75-112。

<sup>21</sup> 首藤（2017）、p.32。

<sup>22</sup> ジリアン・テット（2017）「米企業の自国回帰は続く」、『日本経済新聞』、2017年6月5日。

- 馬田啓一 (2016) 「21 世紀型貿易とメガ FTA の潮流」、『メガ FTA と世界経済秩序—ポスト TPP の課題—』、勁草書房、pp.3-18。
- 熊谷聡 (2016) 「TPP とマレーシア—交渉の経緯とその影響」、  
(<http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/TPP/002.html>、2018 年 7 月 18 日アクセス)。
- 三立新聞台 (2017)、「消失的國界—新南向崛起 PART1」、  
(<https://www.youtube.com/watch?v=8OwOJov4Aq4&t=719s>、2017 年 7 月 13 日に公開、2018 年 6 月 13 日に閲覧)。
- ジェトロ (2018) 『EPA 活用マニュアル』、  
([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/asean/ajcep/pdf/ajcep-201804.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ajcep/pdf/ajcep-201804.pdf)、2018 年 9 月 12 日アクセス)。
- ジェトロ (2017) 「11 カ国の TPP 大筋合意で政府が声明—市場アクセス拡大や対外関係強化が参加意義—」、  
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/11/fdede447a3bf5c53.html>、2017 年 11 月 17 日公開、2018 年 7 月 26 日アクセス)。
- ジリアン・テット (2017) 「米企業の自国回帰は続く」、『日本経済新聞』、2017 年 6 月 5 日。
- 首藤信彦 (2017) 「人びとを幸せにする貿易協定を求めて」、『自由貿易は私たちを幸せにするのか?』、コモンズ、pp.19-56。
- 田中友義 (2016) 「TTIP (米 EU・EPA) 交渉の現状・課題・展望」、『メガ FTA と世界経済秩序—ポスト TPP の課題—』、勁草書房、pp.49-62。
- 助川成也 (2016) 「RCEP の意義と課題」、『メガ FTA と世界経済秩序—ポスト TPP の課題—』、勁草書房、pp.64-86。
- 東洋経済オンライン、「TPP に 11 カ国が署名、人口 5 億の貿易圏誕生へ—米国は抜けたが世界有数の規模の貿易協定に」(<https://toyokeizai.net/articles/-/211866>、2018 年 3 月 9 日公開、2018 年 9 月 12 日アクセス)。
- 遊川和郎 (2016) 「中国の FTA 戦略と『一帯一路』構想」、『メガ FTA と世界経済秩序—ポスト TPP の課題—』、勁草書房、pp.133-147。
- ラウ・シンイー (2018) 「マレーシアの『易姓革命』—対日関係強化を図るマハティール新政権」、『国際開発ジャーナル』(2018 年 7 月号)、国際開発ジャーナル社、pp.30-31。
- 連宜萍 (2018) 「台湾の FTA 参加問題と新南向政策—地域経済から孤立する台湾に活路はあるのか—」、『改革者』(2018 年 8 月号)、経済政策フォーラム、pp.38-41。